

御 見 積 書

平成 年 月 日

〇〇〇株式会社 御中

下記のとおり御見積もり申し上げます。

工事名 〇〇〇〇〇新築空調設備工事

御見積金額 ㊦ ￥*****円

株式会社 日本冷凍空調設備工業連合社

〒105-0011 東京都港区芝公園***-**

電話 03-3435-**** FAX 03-3435-****

お支払い条件

担当 〇〇〇〇

本書有効期限

名 称	算 式	金 額	法定福利費の内訳
工事価格（別紙内訳）		㊦*****	（具体的には別紙記入方法の適用による比率とする）
法定福利費	㊦ × ㊱ /100 × ㊲ /1,000 × ㊳	㊴*****	
法定福利費内訳			①健康保険 47.6/1,000
・工事価格㊦	㊦の金額		②厚生年金保険 67.60/1,000
・労務比率㊱	/100（各社の実績等による）		③介護保険 4.05/1,000
・法定福利費率㊲	①～⑥の合計		④雇用保険 10.5/1,000
・適用労働者率㊳	1. 0（全員が適用労働者の場合）		⑤厚生年金基金 40.5/1,000
			合計法定福利費 170.48/1,000
合計（工事価格＋法定福利費）	㊦ + ㊴	㊵*****	
消費税	㊵ × 0. 05	㊶*****	
御見積金額	㊵ + ㊶	㊦*****	

見積書記入方法(法定福利費計算式)

1. 見積金額＝工事価格＋法定福利費＋消費税		
消費税 ＝ (工事価格＋法定福利費) × 0. 0 5		
2. 法定福利費＝㊷工事価格×㊸労務比率×㊹法定福利费率×㊺適用労働者率		
㊷工事価格	円	各社の見積書に基づく工事価格（共通仮設費、現場管理費、一般管理費を含むものである）を記入。
㊸労務比率	/100（各社の実績等による）	労務比率＝対象となる費目（基本給＋諸手当＋賞与）／工事価格 注：福利厚生のなものは対象外 参考：労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づき、建設業における職種ごとの労務比率が定められているが、①建築事業は21％、②既設建築物設備工事業は22％となっている（施行規則第12条に基づく別表第2）。
㊹法定福利費 (事業主負担分)	①健康保険	/1,000 管工業健康保険組合の場合は47.6/1,000。他の健康保険組合の場合にはその料率を用いる。
	②厚生年金保険	/1,000 東日本冷凍空調厚生年金基金に加入していない場合は87.10/1,000。同基金に加入している場合は67.60/1,000となる(それぞれ児童手当拠出金1.5/1,000を含む)。(25年9月～適用)
	③介護保険料	/1,000 ここでは4.05/1,000 (7.75/1,000 (本来の料率) × 0.523 (40歳以上の労働者の比率)) を用いる。
	④雇用保険 (労災保険)	/1,000 10.5/1,000を用いる (7.5/1,000を用いる(元請の場合に限る))
	⑤厚生年金基金等	/1,000 同金基金の場合は、40.5/1,000 建設業退職金共済の場合には掛金額を率に計算して用いる。
	①～⑤の合計	/1,000 ※同組合加入であって同基金に加入していない場合は149.25/1,000となる。 ※同組合加入であって同基金加入事業者は掛け金40.5/1,000+①～⑤の計129.75/1,000を加えた合計は170.25/1,000となる。
㊺適用労働者率		※当該工事における法定福利費の適用除外者(個人事業主等)の数や率がわかる場合には、これらの者は法定福利費に含めない。→例：適用除外者が10%の場合は掛率は0. 9 ※上記適用除外者の数や率が不明の場合には全員を対象とする。→掛け率は1. 0

注1 見積金額を調整するときの法定福利費内訳明示額の取り扱い: 工事費を見積額より減額する旨合意したときは、工事費の減額の調整にあわせて法定福利費を減額する。

注2 標準見積書の主旨: 社会保険については、法律による加入義務が課せられているものであり、国民皆保険の一環として対象者の加入は事業者・従業員の責務。加えて、元請け・下請けとの取引関係においても公正競争確保の観点から遵守が徹底される環境の整備や取り組みが必要である。従って、法定福利費が発注者から元請企業、下請企業まで適正に確保されることが重要なため、標準見積書において法定福利費を内訳明示することにより必要な金額を確保すものである。